

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）  
（573）

2. 日時：令和5年9月29日 13時30分～13時55分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官※、秋本主任安全審査官、片桐主任安全審査官、

平本安全審査専門職、大塚安全審査官、田代審査チーム員

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他7名

原子力事業統括部 原子力安全推進グループ（担当課長）※、他7名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- (1) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第8条 火災による損傷の防止（DB08 r. 10. 1）
- (2) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r. 9. 1）
- (3) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第8条 火災による損傷の防止
- (4) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）1. 2 火災による損傷の防止【41条】（SA41 r. 11. 1）
- (5) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 1. 2 火災による損傷の防止【41条】（SA41-9 r. 10. 1）
- (6) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第41条 火災による損傷の防止
- (7) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 14. 1）
- (8) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準

- 対象施設等)比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB 16-9 r. 12. 1)
- (9) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設
- (10) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)第33条 保安電源設備(DB33 r. 14. 1)
- (11) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第33条 保安電源設備(DB33-9 r. 12. 1)
- (12) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第33条 保安電源設備
- (13) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)第34条 緊急時対策所(DB34 r. 13. 1)
- (14) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第34条 緊急時対策所(DB34-9 r. 13. 1)
- (15) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第34条 緊急時対策所
- (16) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)2. 18 緊急時対策所【61条】(SA61 r. 13. 1)
- (17) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)比較表 2. 18 緊急時対策所【61条】(SA61-9 r. 13. 1)
- (18) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第61条 緊急時対策所
- (19) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)第35条 通信連絡設備(DB35 r. 11. 1)
- (20) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第35条 通信連絡設備(DB35-9 r. 11. 1)
- (21) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第35条 通信連絡設備
- (22) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)2. 19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】(SA62 r. 10. 1)
- (23) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)比較表 2. 19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】(SA62-9 r. 11. 1)
- (24) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第62

条 通信連絡を行うために必要な設備

- (25) 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について（有毒 r. 9. 1）
- (26) 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表（有毒－9 r. 9. 1）
- (27) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁のタシロです。それでは北海道電力泊発電所3号炉に係るヒアリングを開始します。本日DBSAに関わる内容です。それでは北海道電力の方から説明をお願いいたします。
0:00:15	はい、北海道電力の長谷です。本日は泊発電所の共用に関わるまとめ資料の記載適正化についてご説明させていただきます。
0:00:23	本件補正に係る10分間、条文内の整合の確認の中ですね、教諭の記載の抜け、
0:00:30	あと既設一部設備という記載のアンケートですね、修正箇所がありましたので、変更の概要をご説明させていただくものになります。
0:00:38	東京の記載に当たりましてはですね、当社としての記載方針を定めまして、具体的にはですね、規制庁の設置許可申請に係る運用ガイド、こちらを参考にいたしまして、
0:00:49	12条で共用と整理した安全施設、こちらに対して、まとめ資料において、設備の後にですね、1号、2号及び3号、こういう共用という記載をいたします。
0:01:00	提供の後にはですね、既許可の設備は既設機構から一部変更した場合は、一部既設新機能には既設一部移設を記載しないこととしてございます。
0:01:11	また記載箇所ですけど、本文558小箱及び添付書類8、
0:01:17	におきまして、個別施設に関わる分ですね。
0:01:20	こちらの部分におきまして、説明書が最初に出る分に、まず共有の宣言をいたしまして、設備面の部分におきまして、共有を記載すると。
0:01:28	あとは他社事例を踏まえまして適切に記載することとしてございます。
0:01:33	これによりまして、先行他社と同等の記載になったと考えてございます。
0:01:37	それでは具体的に各条文におきまして、資料の説明をしたいとご思っております。
0:01:43	まずは資料3及び4、火災関連から説明いたします。
0:01:50	北海道電力の平田です。伊田です。すいません各条文からののは、
0:01:56	お出ししている資料も見ていただいているので、なしと、割愛させていただくということでお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:05	説明不要ではい。
0:02:06	質疑にさせていただければというふうに思います。
0:02:09	規制庁田代ですそれでは次に移ります質問、確認事項等ある方いらっしゃいますでしょうか。
0:02:20	規制庁大塚です。
0:02:22	今回の修正箇所をすべて確認しまして、私からは特段個別のコメントないんですけども、
0:02:29	ちょっと1点だけ確認させていただきたくて、
0:02:33	8条の、
0:02:35	8条を例にして確認させていただきたいんですけど。
0:02:38	資料3-1の、8条、
0:02:41	でいうと、八条の-65ページ。
0:02:45	からですね設備の主要を、
0:02:48	仕様等の
0:02:50	この表で既設とか、一部既設の記載を追加していただいているんですけど、
0:02:55	その前のページの申請書の文章の記載に当たる部分。
0:03:00	については今回修正が入っていないんですけど、
0:03:03	これは、他条文申請書上、初めて、
0:03:08	出てくる共用説明が出てくるかからという理解でよろしいでしょうか。8条では、
0:03:15	その初めて出てくる該当箇所がないからということでよろしいでしょうか。
0:03:33	北海道電力岡です本店の方。
0:03:36	聞こえてましたか、回答できますか。
0:03:42	と、その後ちょっともう一度お願いしてもでしょ。相当規制庁オオツカですと、
0:03:47	今回、資料3-1の、
0:03:49	葛西のまとめ資料だと。
0:03:52	その修正箇所って、八条の65ページから、
0:03:55	数ページにわたっての主要仕様の
0:04:00	表とか図のみ修正が入ってるんですね、でアノた条文だと。
0:04:05	ここの表とか図以外にも、その前のページのところの文章のところにも、同じような修正が入ってるんですけど、8条に限っては、この表と図のところには修正が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:17	入ってないんですね。その理由としては、
0:04:20	申請書の一番初めに出てくる設備名のところに、
0:04:25	共用を宣言して既設とか、一部既設っていう、
0:04:30	記載をすることから、八条に出てくる共用設備に関しては、申請書を見て初めて共用の設備名が出てくる箇所がないので、
0:04:41	今回修正が入っていないという理解でよろしいですか。
0:04:48	北海道電力の平田です。
0:04:50	8条、41条につきましては既設121号2号及び3号の共用という記載に該当するところは、今おっしゃられた通り、今回の修正箇所、
0:05:01	のみの該当箇所になりますのでそこを修正してございますという形になります。
0:05:11	だから、承知しました。だから8条の65ページで、具体的に言うと、
0:05:18	(3)の電動消火ポンプについては、今回ポツ既設っていう、
0:05:23	記載を追加していただけてますけど、その前の文章の部分で、
0:05:29	電動消火ポンプっていう説明がたくさん出てくると思うんですけど、そこはすべて、
0:05:35	初めて出てくるところではないから、今回修正してないっていうことですよね。
0:05:44	別の条文の資料で、電動消火ポンプっていう説明が出てくるところが、
0:05:52	他にあるからそちらで共有を宣言して、既設っていう、
0:05:56	記載しているので、八条の資料では、
0:05:59	追記はしてないという理解でいいですか。
0:06:05	北海道電力の平田です。この該当修正ページ以前に記載されているところには、文章として共用というところが文章として記載されておりますので、
0:06:18	その部分については、括弧書きで言う今回修正した部分のような既設、もしくは一部既設というような記載は、反映箇所では、
0:06:28	今回の対象ではないということで、衛藤文章中の方は修正は対象でしてございません。
0:06:40	ちなみに北海道電力の平田です。ちなみに多分言われているページ資料の記載という部分では、8条-33ページに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:52	一部、(3)というところで記載があると思うんですけども、多分大塚さんが言われていますのは、ここが文章として、
0:07:02	1号、2号及び3号の共用というところで宣言されているので、記載、この部分については修正していない。
0:07:11	という形で
0:07:13	今回の範囲ではないと修正には該当しないのですか、ないかというところだと思うんですけども、八条40につきましてはこのような記載で最初の方に宣言していますので修正はしていないという記載で表現しているという形になってございます。
0:07:31	お金の方ですけど例えばその次のページの過水タンク3行目から4行目から、
0:07:38	のところの(1)に、1号2号及び3号共用とかその辺は、
0:07:43	ことかなと思います。
0:08:02	北海道電力の平田です。すいません今該当ページの資料をちょっと確認してございますので少しお時間ください。
0:08:47	北海道電力の平田です。遅くなり申しわけございません。該当ページ確認しまして、今おっしゃられたろ過水タンクのところ、今確認しましたところ、
0:08:59	ろ過水タンクの後括弧書きで、
0:09:06	ところを確認しました。ウツミ申し訳ございませんこちらの方は、修正したところと同様、設備名称の後に、共用という記載を、
0:09:17	という共用という記載をしてございましてその前段の消火ポンプとはちょっと書き方が違ってございました。ですのでこちらのろ過水タンクにつきましては、今回他、
0:09:28	耐震のタンクに建てかえてございますので、共用の後に、一部既設という記載を追加したいと思っております。
0:09:45	北海道電力岡です。平さんこれはここにもう共用のあとポツをつけて、
0:09:51	既設ない季節になるのかな、既設っていうふうには書かなきゃいけないかったってことですか。
0:09:58	北海道電力の平田です。はいこの6月委託についても同様な表現で、ポツ、一部既設という記載が必要だったところです。
0:10:18	すいません今野規制庁、大塚です。今の八条38ページの、
0:10:23	括弧2、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:25	のところの、
0:10:27	2行目のところで、
0:10:30	はい、電動消火ポンプ、括弧、共用って書いてあんですけどここにはポツ既設っていう記載はいらない。
0:10:36	でしょうか。
0:10:40	北海道電力の平田でございます。
0:10:44	今言われたページにつきましても同様な記載表現となっておりますので改めてこちらの方で記載のほう確認しまして、今のような設備名称の、
0:10:55	後段に共用という記載をしている箇所につきましてはすべてポツ、既設、もしくは一部既設という記載に修正を改めていきたいと思っております。
0:11:10	規制庁大塚です。ちょっと念のため確認なんですけど括弧共用って書いてある。
0:11:15	ところについては、
0:11:18	設備名として初めて出てくるところに括弧共用ってという言葉が入ってるという理解でよろしいでしょうか。
0:11:27	小米倉清です。
0:11:29	本文テンパチで初めてできたところに関しては、説明の後に、共用と書いた上で既設一部設備等を書く、という社内として定めてございます今回ちょっと、
0:11:40	記載の抜け漏れがありましたので、その部分に関しては修正させていただきたいと思えます。
0:11:46	規制庁大塚です。理解しました。だから、今共用とか入ってるところは全部初めて出てくる場所なので、既設とか一部既設っていう記載も必要だということで、
0:11:57	2回目以降の説明の記載については、そもそも括弧教諭っていうのが入ってない。
0:12:04	ということで、はい、理解しました。
0:12:06	はい。ちょっと補足しますと2回目以降に関しましては他社のまとめ資料を見まして、他社と同様になるように、適切な場所に記載するとしてます。
0:12:17	はい。規制庁大塚ですちょっと漏れがあったということでもう一度全体を確認してください。
0:12:24	ちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:12:27	申請書でいうと、当初申請、
0:12:30	からですね審査でいろいろ記載が変わってると思いますけど、説明として、
0:12:38	初めて出てくるところがどこなのかっていうのが今こちらではわからなくてちょっと確認するのが困難ですので、どこに括弧書きで共用、一部既設とか、
0:12:50	の記載をするべきなのかっていうところは事業者の方でよく確認してください。
0:12:57	はい北海道カワセ承知いたしました。
0:13:01	私からは以上です。
0:13:07	規制庁の尾野です。30、
0:13:10	5条の比較表の16ページとかなんですけど、
0:13:16	ちょっと、ちょっと今回の記載のルールでちょっと他社と比べて泊で決めましたっていう言葉が出てきてちょっとその言葉の意味がちょっと、
0:13:24	教えていただきたいんですけども、例えば今女川とかだと通信連絡設備って多分あれですよ。
0:13:32	供用かけてるんですけども、何も入ってなかったりとかしてて、あれなんですかね
0:13:40	何か先行とかで
0:13:42	朝によってこの記載のルールっていうのは、全くのバラバラっていうか、
0:13:47	いろんなパターンがありますっていうことなんですか。
0:13:52	なんか分、今までの審査で何かこう、この記載、今回泊のやる力カオ加工として記載とかっていうのは、特にルールがなく、なくて、
0:14:03	今回改めて北海道電力として決めたっていうことなのかちょっとちょっとその辺がわからなくてですね比較表を見ていると
0:14:12	被他のプラントのケースを見てちょっとその辺を説明していただけないでしょうか。
0:14:18	はい、北海道力の先生。
0:14:20	当社の記載におきましてはおっしゃる通りですね設備文書として書かれているものと、設備一覧として書かれているもの、書いても書いてあるのそれぞれバラバラで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:30	木曾清がなくてですね、翁長さんに確認したところですね、12条で記載して、中に入れ共用について制限しております、それらについては、
0:14:40	本文5が日本に書かれるということなので、各条文におきまして、書くことは必要はないと。
0:14:47	他社をねらって書いたというところで伺ってございますしたが、いましてたととしてもルール性はないということを聞いてございます。
0:14:54	当社におきましては12条で宣言したものにしましては、各条文において、先ほど言った通り、設備としてまず出てきたところで宣言して、設備の一覧に書くというところで、
0:15:05	整理しようと考えたものでございます。
0:15:08	従いまして他社と完全にするというところはないんですが、他社におきまして、大人の条文、今言ったように、小中の通信には書いてなかったりと、
0:15:18	そういった類、この違いはあるんですけど、この条文に整合がとれるものとなっていると考えてございます。
0:15:25	規制庁の尾野ですありがとうございます。今、おっしゃってた女川のルールっていうのは女川順12条のほうにまとめて書いているので、他のところで書いてないですっていう話があって、
0:15:36	それは女川のルールっていうのは女川だけなんです例えばBWRで平仄とれたりするのかっていうところをちょっと教えていただけないでしょうか。
0:15:46	長さも他社とイトウねらって書いたというところで、今言ったように通信で書かれてないというところは倒壊等の流れはそうなってございますただし、
0:15:58	ぴられる大井とかは通信におきましても供用書いてございますので、PB全部で共通して定まってるじゃないと考えてございます。
0:16:11	規制庁のですBは、例えば12条で書いて今のこの35条とかの設備のところは書いてないとPはPDアノ設備のところ書いてあって泊はそのPの方にハヤシ、合わせにいक्ちゅうことですか。
0:16:28	おっしゃる通り設備一覧に関してはPに合った形になると思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:35	一応例えばその設備一覧の方ですと、P PWRはPWR全社として、アノ大井とか、泊と同じような記載になってるってことでいいんですか。
0:16:48	はい。桃井と同じになってると思います。
0:16:51	江藤。
0:16:52	他の日の意見もですね一部、既設共用という記載が抜けてるところもありまして、全社がそう正しくなってるかということ、そうでないところもあると。
0:17:02	思います。
0:17:06	そうするとあれですかPWR特に今、今の段階だとか関連の大井以外は把握してないっちゃうことですか。
0:17:15	他社も見てございまして、すべての会社が12条で宣言したのに関して、適切にすべて院長様と書いているわけではないと。
0:17:25	12条で宣言したハラ他の条文に関して、
0:17:29	東京都、
0:17:30	書き尽くしてるわけじゃないんですけど、当社におきましては12条で宣言したのに関して、すべて供用を書くという、
0:17:36	そうでございます。
0:17:38	茅根さんのわかりましたちなみにあれなんですかね。
0:17:43	泊の書き方と同じ会社っちゃうのはあるんですか。
0:17:50	衛藤。
0:17:51	大井が概ね同じになってございます。思います。あとはただしその江藤節文書の中で設備名称として初めて出てきたところ、
0:18:01	0大井同じかと言われると、そこも大分同じじゃないと。
0:18:05	規制庁のですわかりましたと泊のルールとしては他社バラバラで、
0:18:11	その文書で書いてあるところと設備名称で書いてあるところっていうプラントは双方あって、それを包絡するように全部書きますっていうことを、今回そのルールとして定めたっちゃうことですね。
0:18:24	おっしゃる通りです。
0:18:26	磯部さんの承知いたしました。多分作業とか多いと思うので漏れないようにした方がいいのかなと思うのです再度また確認ちゃうのは、よろしく願います。
0:18:37	カネナリカセです。かしこまりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:43	規制庁田原です他に質問等ある方いらっしゃいますでしょうか。
0:18:53	規制庁アキモトです今のオノのお花Cの関連なんですけど、
0:18:59	あれそうするとなんか何となくなんですけど、大井に合わせるっていうふうに、
0:19:04	頭になるのかなあとか思ったんですけど、全く何か何か他社事例がないようなことにチャレンジ、チャレンジってことじゃないんですけど。
0:19:13	やるっていうのは何かのポリシーとかがあるんですか。
0:19:21	北海道イクノ先生、基本はアノ大井に合わせることとなっております。
0:19:26	当間。
0:19:28	条文間の整合をとる観点からもその文章の中で出てきたところに関しても、共有を記載しようというところで、トップ米としては条文間の整合も取ろうと、記載方針の整合をとるということでございます。
0:19:40	北海道電力オカダでちょっと補足しますと少し先行サノを、大体同じようなルールでやってるんだけど、とある条文によってはそこが書いてないっていうちょっと抜けがあるような形のものの条文が見られるので、
0:19:54	それにべたべたを合わせていく等、北海道に行くとして、全体をトーンを合わせたときに、条文がこの条文には書いてあるけどあっちには書いてないみたいのがちょっとわかったので、
0:20:05	そこはルールとして、1回定めてですね、書きましよう。
0:20:09	なので、先行は書いてないんだけどもっていうところが少し出てくるんですけども、そこは全体的な最後1個のものとしたときには、綺麗になるように、
0:20:20	今のうちにわかってるところはそろえたという形になりますだから先行では比較表で書いてないんだけども、僕らの方でいうと最初に出てくる場所なんで、書きましようとかですね。
0:20:31	センコーさんは同じところに何かなんかも何も書いてあるんですけど僕のところは最初に書くっていうふうにしたんで、後ろの方にありませんとかですね少しそういうところは、
0:20:41	あると、出るという、そういうイメージです。ただ概ね大体センコーさんも、我々と同じようなルールではやってるようなんです

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	けども、やっぱり多少の揺らぎみたいなところが出ているのがわかったと。
0:20:54	いうイメージかなと思ってます。
0:21:30	規制庁田代です。その他ありますでしょうか。
0:21:36	はい。
0:21:37	規制庁側から特にありませんがミヤモトさん特に質問等ありますでしょうか。
0:22:10	規制庁ミヤモトです。大井に合わせたルールでメイキングでやるんだけど、一部大井とか、もう合っていない条文間で整合がとれてないところはあるので、
0:22:25	泊としては条文化の整合も取った形で、合わせたと、なので比較表とかにはその辺のことが違いについては備考に書かれてそういう認識でいいですかね。
0:22:40	北海道電力は整数はミヤマさんのおっしゃる通りです。
0:22:45	わかりました私は以上ですはい、規制庁タシロです。それでは、規制庁側からの確認アリマ 1000 北海道電力側から何かありますでしょうか。
0:22:56	はい。北海道ではありません。
0:22:59	規制庁タシロですありがとうございますそれでは、本日のヒアリングを終了したいと思いますありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。